

入札公告（管工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和 8 年 7 月 15 日

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 依田 康宏

1 工事概要

- (1) 工 事 名 川西（8）38号建物空調設備更新
- (2) 工事場所 兵庫県川西市久代4丁目1番50号 陸上自衛隊川西駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

下記のほか、仕様書のとおり。

- ア GHP 室外機（ビル用マルチ 22.4/26.5 kW） 撤去・新設・・・1 台
- イ GHP 室内機（天井カセット 1 方向 2.2/2.8 kW） 撤去・新設・・・7 台
- ウ ワイヤードリモコン撤去・新設・・・・・・7 台
- エ 冷媒配管撤去・新設・・・・・・2.8 m
- オ ドレン配管撤去・新設・・・・・・2.1 m

- (4) 工 期 令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」「管工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級、以下同じ）が下記のいずれかを満たすこと。
 - ア 「電気工事」に係る等級がC等級以上であること。
 - イ 「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成 22 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「電気工事」又は「管工事」の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）。なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、

防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成 22 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札・契約手続きに関する事項

〒666-0024 兵庫県川西市久代4丁目1-50

自衛隊阪神病院 総務部会計課

担当 角川

TEL 072-782-0001 (内線 5052)

FAX 072-759-7047

E-mail fin-hanshin-hosp-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書・工事の内容等及び現場確認に関する事項

自衛隊阪神病院 総務部管理課営繕班

担当 友口

TEL 072-782-0001 (内線 5260)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

公告の日から令和8年9月15日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)アの担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限

令和8年8月20日（木）午後3時00分

イ 提出方法

(1)アの担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限

令和8年9月15日（火）午後5時00分

イ 提出方法

(1)アの担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時

令和8年9月16日（水）午後10時00分

イ 場 所

自衛隊阪神病院 厚生棟2階 会議室C

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金

免除。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結のいずれかを行うこと。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の 10 分の 1（予決令第 86 条の調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3）以上とする。

- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
ウ 入札に関する条件に違反した入札（「入札及び契約心得」及び「建設工事に係る入札心得書等」に反した場合を含む）
- (5) 落札者の決定方法
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否
要。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3（1）に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 契約条項等を示す場所

「入札及び契約心得」「駐屯地用標準契約書」「建設工事に係る入札心得書等」「建設工事に係る標準契約書」は、下記に掲示する。

ア 自衛隊阪神病院W e b サイト【入札・調達情報】

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/hosp/fin.html>)

イ 自衛隊阪神病院 総務部会計課事務室

行政機関の休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

(14) 入札会場の準備及び担当者連絡先等把握のため、上記 3 (3) アに示す期日までに **別紙第 1 「入札参加方法確認票」**に所要の事項を記入し提出お願いします。提出は上記 3 (1) アに対し、F A X 又は電子メールでお願いします。

(15) 上記 2 (4)を確認するため、上記 3 (3) アに示す期日までに資格審査結果通知書又はその写しを提出すること。

ただし、上記 4 (12)に該当するものは事前にそれを申し出るとともに、3 (5)に示す開札の日時までに資格審査結果通知書又はその写しを提出すること。

(16) 入札参加者が代理人であるときは、**別紙第 2 から別紙第 4 まで**に定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。（様式は適宜修正すること。）

別紙第 2及び**別紙第 3**については、公告等において指定した書類の提出期限（3 (3) ア）までに、**別紙第 4**については、入札前までに持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出するものとする。

(17) 入札書は**別紙第 5**を基準に作成すること。（様式は適宜修正すること。）

(18) 「入札参加方法確認票」を提出した者には市場価格調査を依頼する場合があります。ご協力をお願いします。

(19) **詳細は、入札説明書による。**

入札参加方法確認票

入札件名	川西（8）38号建物空調設備更新	入札日時	令和8年9月16日10時00分
------	------------------	------	-----------------

入札参加希望者記入欄	住 所
	会 社 名
	責任者（役職・氏名等）
	担当者（役職・氏名等）
	TEL : FAX : E-MAIL :
※名刺を頂戴することで、上記の記載を省略することができます。	
入札関係資料等の送付の希望の有無✓を付けてください。 （Webサイトからダウンロード可能なものと同じデータです） ☐ 不要（ダウンロードする） ☐ 上記アドレスに送付を希望する	
入札の参加方法として予定しているものに✓を付けてください。 （実際の参加方法が変わった場合は一報をお願いします。） ☐ 事前に郵送又は持参（郵送等）し、入札実施日に来場しない ☐ 郵送等により入札書を送付した上で入札会場に来場	

	項目	期限	書類等・備考
官側使用欄	資格審査結果通知書の受領	8/20	
	委任状の受領	8/20	
	競争参加資格確認資料等の受領	8/20	☐ 一般競争参加確認申請書 ☐ 同種の工事の施工実績 ☐ 配置予定の技術者 ☐ 工程表 ☐ 契約書の写し等 ☐ 誓約書 ☐ 入札説明書 7 (6) の確認資料
	入札書の受領	9/15	
	工事費内訳明細書の受領	9/16	

令和 年 月 日

委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

電話番号

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）について次の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：川西（8）38号建物空調設備更新

委任事項

1. 入札書提出の件
2. 契約締結の件
3. 代金請求及び受領の件
4. その他上記委任事項に関する一切の件

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

電話番号

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 中村 亮 殿

令和 年 月 日

年 間 委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

電話番号

私は上記の者を代理人と定め、貴職発注の工事（業務）について次の権限を委任します。

記

委任期間（※）

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

1. 入札書提出の件
2. 契約締結の件
3. 代金請求及び受領の件
4. その他上記委任事項に関する一切の件

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

電 話 番 号

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 中村 亮 殿

※委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

令和 年 月 日

委 任 状

当社は、〇〇〇〇を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：川西（8）38号建物空調設備更新

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 中村 亮 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

入 札 書

工事名（業務の名称）：川西（8）38号建物空調設備更新

入札金額 _____（消費税及び地方消費税を除く。）

上記の金額をもって入札心得書等の条項を承諾の上、入札します。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」
に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和8年9月16日

分任契約担当官

自衛隊阪神病院

会計課長 中村 亮 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

代理人氏名

代理人電話番号

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入していただくことで押印省略をすることが可能です。

仕 様 書

- 1 件 名：川西（８）３８号建物空調設備更新工事
- 2 場 所：兵庫県川西市久代４丁目１番５０号 自衛隊阪神病院
- 3 期 間：契約締結日 ～ 令和９年３月３１日
- 4 概 要：GHP撤去・新設 １．００式

5 一般事項

- (1) 本仕様書に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）、「防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書」（最新版）を準拠並びに官側の指示によるものとする。
- (2) 実施時期については、官側と調整を行うものとする。作業時間については、０８３０～１７００の間とするものとする。
- (3) 作業実施にあたり、実施場所以外の立入を禁止するものとする。
- (4) 作業に必要な電気・水については、請負者側で準備等するものとする。
- (5) 現場の納まり取り合わせなどの関係で、材料の寸法・取付位置及び施工方法を変更する場合、或いはこれによって取り付け数量を幾分増減する等の軽微な変更は監督官の指示により行うものとする。この場合によって請負金額の増減又は工期の延長はしないものとする。
- (6) 作業実施に際し、本仕様書に記載無き事項といえども、施工上必要な作業等については、請負者により良心的に実施すること。
- (7) 仕様書に不明な事項、また疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。
- (8) 実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めるものとする。また、施設等を損傷させた場合、請負者側の責任において現状復旧するものとする。
- (9) 作業終了後は、現場清掃・後片付けを確実に実施するものとする。
- (10) 作業に必要な消耗品類及び機器等については、請負者側の負担とするものとする。
- (11) 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、官側の指定する場所に重量を計測し、搬入するものとする。金属類以外については構外に搬出し、工期内にマニフェストの写し（Ａ～Ｅ票）を官側に提出するものとする。
- (12) 作業実施期間については、施工計画書を官側に提出し、承諾を受けるものとする。
- (13) 駐屯地内での喫煙は、厳禁とするものとする。

6 提出書類

- (1) 工程表（契約後、速やかに）
- (2) 現場代理人等通知書（契約後、速やかに）
- (3) 下請負者設定通知書（設定後、速やかに）
- (4) 着工届（着工前）
- (5) 材料検査簿（材料搬入時）
- (6) 発生材調書（発生材引継時）
- (7) 完成通知書・引渡書（竣工後、速やかに）
- (8) 工事写真（竣工後、速やかに）

※作業前・中・後、隠蔽箇所その他、官側が指示する箇所

- (9) その他、官側の示すもの（必要の都度）

7 特記事項

(1) 撤去・新設対象機器等については、表に示すものとする。

表

建物番号	名称	仕様・規格等	数量	単位
38号建物 (RC造-2F)	室外機	製造所：サンヨー 型式：GHPビル用マルチ型 冷房能力：22.40kw 暖房能力：26.5kw 形式名：SGP-H224K1G	1.00	台
	室内機	製造所：サンヨー 型式：天井埋込カセット（1方向吹出）型 冷房能力：2.20kw 暖房能力：2.80kw 形式名：SGP-SAH22K1N	7.00	台
	リモコン	適合品	7.00	台
	冷媒配管	6.4φ 12.7φ	2.80	m
	ドレン配管	25φ	2.10	m
	ガスホース	適合品	1.00	組

※機器については、後継機種又は同等品以上のものとする。

- (2) 機器接続から0.4m程度までの配管については、撤去・新設するものとする。その他の箇所の配管については、配管洗浄を実施し、再利用するものとする。この際、既設配管が使用可能であることを確認するものとする。
- (3) 各種配線類については、既設配線を再利用するものとする。
- (4) ドレン配管については、機器から継手までの配管を撤去・新設するものとする。再利用する配管については、洗浄を実施するものとする。
- (5) 冷媒配管の接続については、溶接にて接続するものとする。
- (6) 耐圧気密試験については、窒素ガスを規定量封入し、24時間後、漏れがないことを確認するものとする。
- (7) ガス工事については、ガス事業者の認定を受けているものが実施するものとする。
- (8) 冷媒ガス回収及び充填後、官側に破壊処理証明書及び充填証明書を提出するものとする。

8 試運転調整

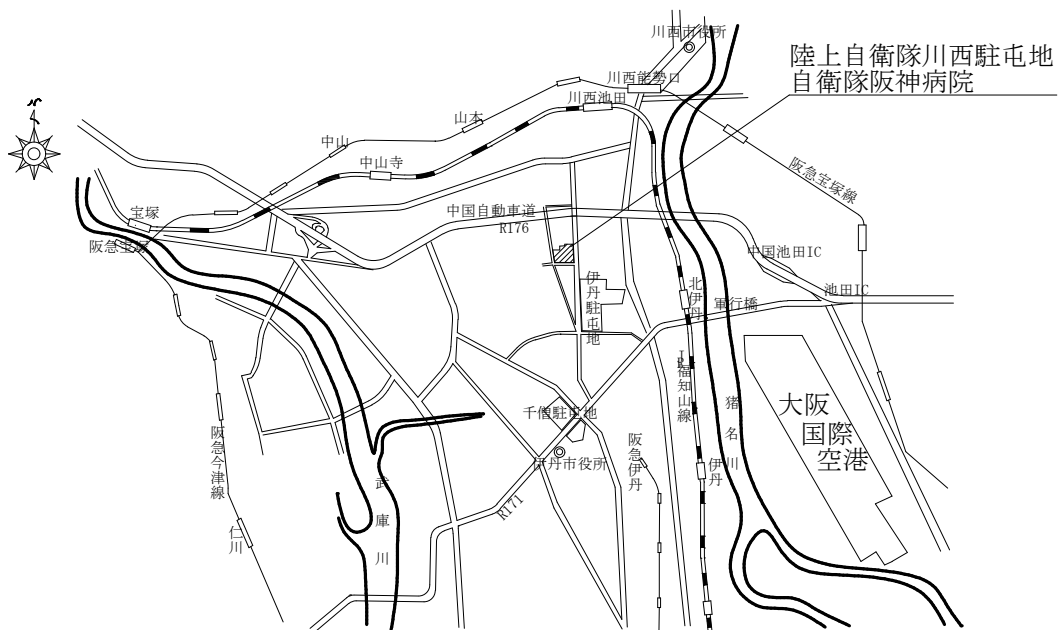
据付後、正常に運転することを確認するものとする。

9 竣工検査

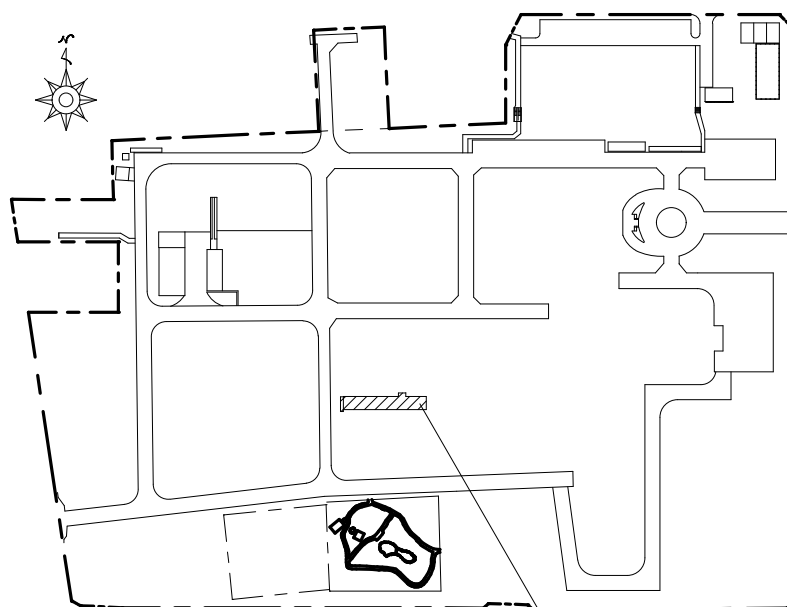
本役務は、官側の完了検査をもって完了とするものとする。また、手直しが生じた場合は、手直し完了後、官側の再検査を実施し、検査合格をもって完了とするものとする。

図 番

3 / 5



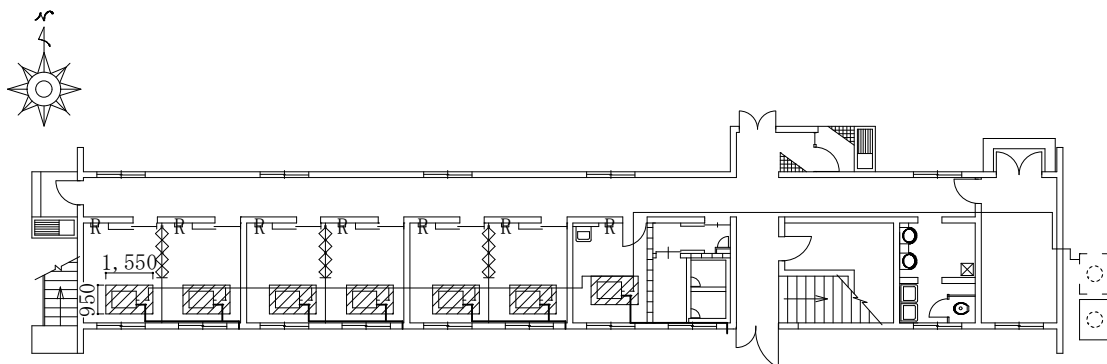
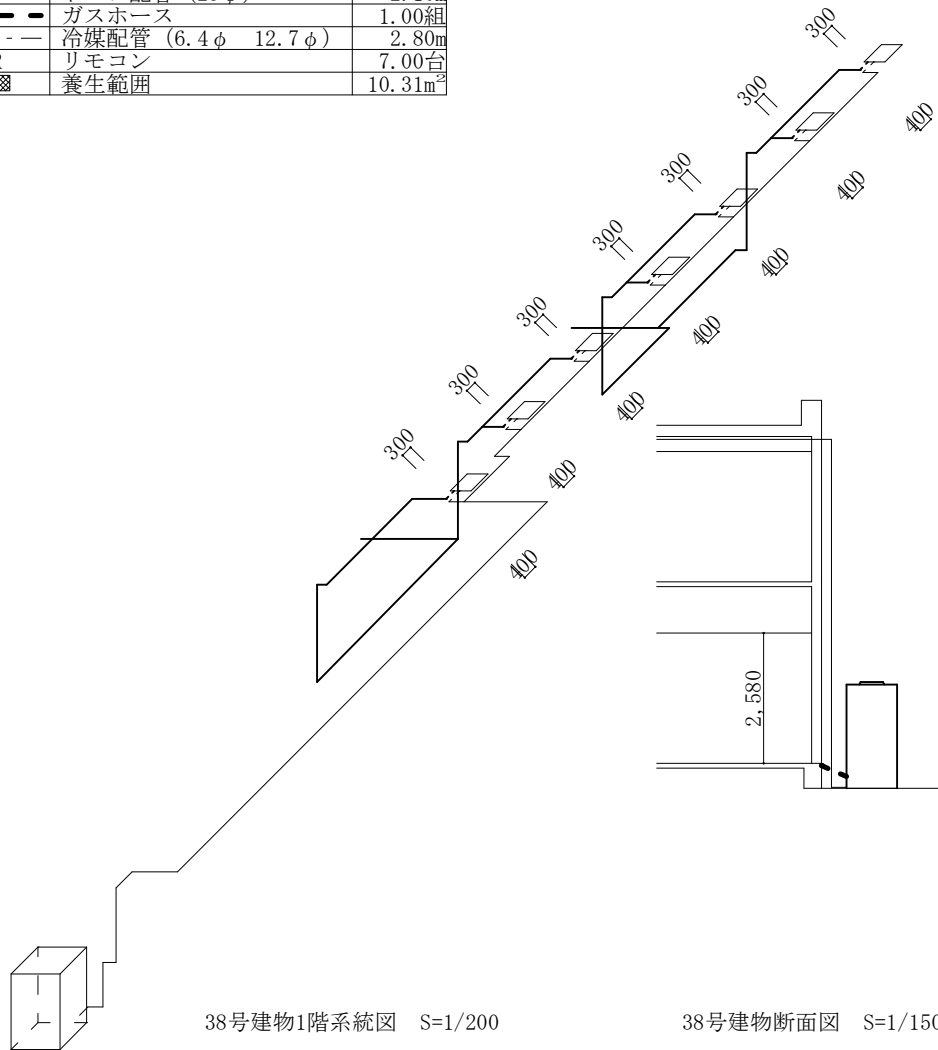
案内図 S=1/X



配置図 S=1/X 対象建物

件名	川西(8)38号建物空調設備更新工事		
縮尺	図示	図番	4/5

凡 例		
記号等	規 格 等	数 量
——	ドレン配管 (25φ)	2.10m
- - -	ガスホース	1.00組
— · — · —	冷媒配管 (6.4φ 12.7φ)	2.80m
R	リモコン	7.00台
■	養生範囲	10.31m ²



件 名	川 西 (8) 3 8 号 建 物 空 調 設 備 更 新 工 事		
縮 尺	図 示	図 番	5 / 5

入 札 説 明 書

自衛隊阪神病院の**川西（８）３８号建物空調設備更新**に係る入札公告（管工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

令和８年７月１５日

2 契約担当官等

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 依田 康宏

〒６６６－００２４ 兵庫県川西市久代４丁目１－５０

3 工事概要

(1) 工事名

川西（８）３８号建物空調設備更新

(2) 工事場所

兵庫県川西市久代４丁目１番５０号 陸上自衛隊川西駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4) 工 期

令和９年３月３１日まで

(5) 使用する主要な資機材

ア GHP室外機（ビル用マルチ 22.4/26.5kW） 撤去・新設・・・１台

イ GHP室内機（天井カセット１方向 2.2/2.8kW）撤去・新設・・・７台

ウ ワイヤードリモコン撤去・新設・・・・・・７台

エ 冷媒配管撤去・新設・・・・・・2.８m

オ ドレン配管撤去・新設・・・・・・2.１m

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、**別紙第６**「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、**「電気工事」「管工事」**のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 ((2) の再度級別の格付を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格に係る等級 (資格審査結果通知書の記 3 の等級、以下同じ) が下記のいずれかを満たすこと。
- ア 「電気工事」に係る等級が C 等級以上であること。
- イ 「管工事」に係る等級が C 等級以上であること。
- (5) 平成 22 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、「電気工事」又は「管工事」の工事を施工した実績を有すること。
(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関 (契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について (施本建第 220 号 (CCP)) (13. 12. 19) に基づく施工成績評定通知書 (以下「施工成績評定通知書」という。) 並びに工事成績評定要領について (施本建第 134 号 (CCP)) (19. 7. 30)、工事成績評定要領について (経施第 4404 号) (21. 3. 31)、工事成績評定要領について (防整技第 15542 号) (27. 10. 1) 又は工事成績評定要領について (防整技第 7160 号) (28. 3. 31) に基づく工事成績評定通知書 (以下「工事成績評定通知書」という。) の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が 65 点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第 1 のとおりである。

- (6) (5) の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で評定点合計が 65 点以上) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者 (個別の工事に応じて、工種別に明示すること。)
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に専任で配置できること。
- ア 2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
- なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- (ア) 2 級管工事施工管理技士又は第 2 種電気工事士の資格を有する者
- (イ) これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ 平成 22 年度以降入札公告日までに、(5) に掲げる工事の経験を有する者である。(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号）(28. 3. 31) （以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記 3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については、会社等

（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合（共同企業体を含む。）の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
 - (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。
- 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 設計業務等の受注者等

- (1) 上記4(9)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
本工事において該当者なし
- (2) 上記4(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
 - ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

- (1) 入札・契約手続きに関する事項
〒666-0024 兵庫県川西市久代4丁目1-50
自衛隊阪神病院 総務部会計課 担当 角川
TEL 072-782-0001 (内線 5052)
FAX 072-759-7047
E-mail fin-hanshin-hosp-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (2) 仕様書・工事の内容等及び現場確認に関する事項
自衛隊阪神病院 総務部管理課営繕班 担当 友口
TEL 072-782-0001 (内線 5260)

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期間

公告の日の翌日から**令和8年8月20日まで**（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は午後3時まで。

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記6(1)に同じ。

- (2) **別紙第7**に示す作成要領を参照し、**別紙第8**により申請書を作成する。
- (3) 資料は、次に従い作成する。この際、**別紙第7**に示す作成要領を参照する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成22年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに関し記載することとし、「同種の工事の施工実績（**別紙第9**）」及び「配置予定の技術者（**別紙第10**）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を 1 件記載する。記載様式は**別紙第 9**とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 版 1 枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記 4 (7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、**別紙第 10**に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を**別紙第 11**に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和 8 年 8 月 26 日までに通知する。

ただし、電子メールにより提出されたものは電子メールにより通知する。

- (5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書等に関する問い合わせ先は、上記 6 (1) に同じ。
- (6) 同種又は類似の建設工事等の国内実績の確認
 - 4 (12)に該当する工事の実績について、それを確認できる資料を上記 7 (1) アに示す期日までに提出すること。ただし、7 (3) アにより提出する「同種の工事の施工実績」がこれに該当する場合、別途提出する必要はない。
- (7) 情報保全に係る履行体制についての確認
 - 平成 31 年 4 月 1 日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は**別紙第 12**の誓約書を提出し、有していない者は**別紙第 13**の誓約書を上記 7 (1) アに示す期日までに提出すること。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
 - ア 提出方法
 - 書面（様式は自由とする。）を上記 6 (1) に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
 - イ 提出期間
 - 上記 7 (4) の通知の日から令和 8 年 8 月 27 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。
 - ただし、最終日は午後 3 時まで。
- (2) 契約担当官等は、(1) により説明を求められたときは、令和 8 年 8 月 31 日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。
 - ア 提出方法
 - 書面（**別紙第 14** 基準）を上記 6 (1) に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
 - イ 提出期間
 - 公告の日から令和 8 年 9 月 3 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。
 - ただし、最終日は午後 3 時まで。郵送等による場合は令和 6 年 10 月 31 日午後 3 時必着。
- (2) (1) の質問に対する回答書は、令和 8 年 9 月 10 日から同年 9 月 15 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）、上記 6 (1) において閲覧に供する。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和8年9月15日(火)午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

イ 提出場所

上記6(1)に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらに、これらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。

また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結のいずれかを行うこと。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記 10(1) アに同じ。

イ 提出場所

上記 10(1) イに同じ。

ウ 提出方法

上記 10(1) ウを参照

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第 2 の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開 札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 **令和 8 年 9 月 16 日（水） 午前 10 時 00 分**

イ 開札場所 **自衛隊阪神病院 厚生棟 2 階 会議室 C**

(2) 開札は、(1) に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3) の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

14 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 「入札及び契約心得」及び「建設工事に係る入札心得書等」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1) の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す

15 落札者の決定方法

(1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

(4) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、**別紙第 15 から別紙第 18 まで**の資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね 3 営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4 (7) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊川西駐屯地で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件(4(7)イに掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の要否等

「建設工事に係る標準契約書」の「建設工事請負契約書」を基準に契約書を作成するものとする。また、駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

20 火災保険付保の要否

要

21 支払条件

請負金額が300万円以上の場合、前金払保証証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内(低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内)で前金払の実施に応じる。

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

8 (2) の回答を受けた日の翌日から令和8年9月2日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までにすること。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6 (1) に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記6 (1) に同じ。

24 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、「建設工事に係る入札心得書等」及び「建設工事に係る標準契約書」を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は7 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。
- (5) 上記8又は上記22のいずれかがあった場合、入札書の提出期限・工事費内訳明細書の提出期限・開札の日時を変更する場合がある。この場合、申請書等を提出した者に日時を通知する。

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和 3 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和 3 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和 3 年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（令和 3 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（令和 3 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

数量明細表

名 称	適 用	数 量	単 位	備 考
1 建築工事				
仮設工事				
養生（内部改修）	0.95 m× 1.55 m× 7.00 箇所＝	10.31	m ²	
2 機械設備工事				
(1) 室外機	1.00 台＝	1.00	台	28.0 k w 以下
(2) 室内機	1.00 台× 7.00 箇所＝	7.00	台	2.8 k w 以下
(3) 冷媒配管	0.40 m× 7.00 箇所＝	2.80	m	6.4 φ 12.7 φ
(4) ドレン配管	0.30 m× 7.00 箇所＝	2.10	m	VP25 φ
(5) 配管洗浄	1.00 式＝	1.00	式	
(6) 冷媒ガス回収処理・充填	1.00 式＝	1.00	式	破壊処分含む
(7) 試運転調整	1.00 式＝	1.00	式	
(8) ガス工事	1.00 式＝	1.00	式	
(9) 耐圧・真空引き	1.00 式＝	1.00	式	
3 機械設備撤去工事				
(1) 室外機	2 (1) 室外機に同じ	1.00	台	28.0 k w 以下
(2) 室内機	2 (2) 室内機に同じ	7.00	台	2.8 k w 以下
(3) 冷媒配管	2 (3) 冷媒配管に同じ	2.80	m	9.5 φ 12.7 φ
(4) ドレン配管	2 (4) ドレン配管に同じ	2.10	m	VP25 φ

標準競争参加資格確認申請書作成要領

川西（８）３８号建物空調設備更新に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」、「同種の工事の施工実績」、「配置予定の技術者」を作成のうえ、各１部提出してください。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成のうえ、１部提出してください。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１ 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請してください。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。
FAX 又は電子メールにより申請する場合は、この限りではありません。

２ 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が 20 パーセント以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載してください。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。
 - ア 「電気工事」又は「管工事」の工事
 - イ 上記の付属品（設備）取替工事
- (2) 記載する工事は、平成 22 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを 1 件記載してください。
なお、同種工事との判断が難しい場合は 3 件程度まで記載されても可とします。
- (3) 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第 220 号（CCP）（13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績。評定要領について（施本建第 134 号（CCP）（19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第 4404 号）（21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第 15542 号）（27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第 7160 号）（28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付してください。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載してください。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載してください。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載してください。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載してください。
- (9) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載してください。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載してください。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行ってください。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号）（28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 86 条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載してください。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載してください。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載してください。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成 21 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載してください。
- (5) 記載する工事が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付してください。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載してください。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載してください。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載してください。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載してください。
- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載してください。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載してください。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載してください。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成してください。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載してください。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所
〒666-0024 兵庫県川西市久代4丁目1-50
自衛隊阪神病院 総務部会計課
- (2) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）
又は電子メールにより提出してください。

(3) 提出期間

公告の日の翌日から**令和8年8月20日（木）まで**（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後3時まで。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和8年8月26日までに書面又はFAX、電子メールにより通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1) の説明を求める場合には、令和8年8月27日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時まで）に持参、郵送等又は電子メールにより提出してください。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意してください。

書面の提出先

〒666-0024 兵庫県川西市久代4丁目1-50

自衛隊阪神病院 総務部会計課 担当 角川

TEL 072-782-0001（内線 5052）

- (3) 説明を求められたときは、令和8年8月31日までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問合せ先

自衛隊阪神病院 総務部会計課 担当 角川

TEL 072-782-0001（内線 5052）

FAX 072-759-7047

E-mail fin-hanshin-hosp-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊阪神病院
会計課長 依田 康宏 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和 8 年 7 月 15 日付けで入札公告のありました 川西（8）38 号建物空調設備更新に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと、入札説明書 4（9）、（10）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7（3）アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7（3）イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7（3）エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 4 入札説明書 7（3）ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

以 上

注 1） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

（電子メールでの提出の場合は電子メールで結果を通知するため封筒は不要です）

注 2） 4 項は提出者のみ記載してください。

同種の工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

		会社名
項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名 :
会社名 : _____

項 目	単 位	数 量	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10月			11月			12月			1 月			2 月			3 月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■ 工程管理に対する技術的所見

年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 依田 康宏 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、当年度及び前年度から過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 依田 康宏 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

質 問 状

会社名
担当者名

質疑の内容・要望等	回答
(記載例) ○設置機材について 例示された機材は生産が終了している ものであり、新品の設置が難しいため、下 記について質問する 1 ○○社の◇◇◇は同等品として認 められるか 2 同等品として認められる基準は何か (仕様書第9項)	回答担当者： 回答日付 ：

業務従事者一覧

監理 (主任・管理) 技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不用な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 依田 康宏 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）

役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名 及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名 及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名 及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名 及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名 及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注：1 不用な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
2 資料がある場合は、その写しを提出する。
3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

自衛隊阪神病院会計課長 依田 康宏 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 （商号又は名称・代表者氏名）

地域統括会社 （商号又は名称・代表者氏名）

ブランド・ライセンサー （商号又は名称・代表者氏名）

フランチャイザー （商号又は名称・代表者氏名）

コンサルタント （商号又は名称・代表者氏名）

※別紙第 17 の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

(中央官庁営繕担当課長連絡調整会構成員)

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 23 年 4 月 1 日以降に完成した工事
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 21 年 4 月 1 日以降に完成した工事
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 19 年 7 月 1 日以降に発注手続を行う工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 24 年 4 月 1 日以降に完成した工事
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課	一般競争契約に係る全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 22 年 4 月 1 日以降に公告する工事
	内閣総務官室(会計担当)			
	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事
警察庁	警察庁長官官房会計課	全ての工事	契約額 500 万円を超える工事	平成 22 年 4 月 1 日以降に契約した工事
	警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部			
	警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの			

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局	全ての工事	請負代金の総額（当初工事、変更工事及び追加工事の請負代金額を合算した額。以下同じ。）が4,500万円以上の建築一式工事又は請負代金の総額が1,500万円以上のその他工事	平成22年4月1日から平成24年3月31日までに完成した工事
			請負代金の総額が500万円以上の工事	平成24年4月1日以降に完成した工事
外務省	大臣官房会計課	国内において施工する全ての工事（電気、ガス、水道、電話の引込工事又は修繕等は除く）	契約額500万円以上の工事	平成21年4月1日以降に完成した工事
文部科学省	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、文化庁、スポーツ庁	全ての工事（電気、ガス、上下水道等の負担金に係る部分は評価対象外）	別添に記載がある場合を除き、原則請負金額が500万円を超える工事	平成20年4月1日以降に契約する工事
	国立大学法人等（別添参照）			付表参照
厚生労働省	厚生労働省	建築工事、建築設備工事その他営繕事業に付随する工事	契約金額500万円を超える工事	平成20年4月1日以降に発注した工事
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） 農林水産省大臣官房予算課（H27.10.1～）	全ての工事	契約額250万円以上の工事	平成19年4月1日以降に完成した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所) 及び北海道開発局営繕部	全ての工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事
	航空局航空安全・保安対策課(旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築室(旧土木建築課を含む。) 及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)	全ての工事	契約額 500 万円以上の工事	平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事(平成 19 年 4 月 1 日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く)
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限る)	建築工事、電気設備工事、機械設備工事	請負金額が 500 万円を超える工事	平成 20 年 4 月 1 日以降に発注する工事
防衛省	① 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。) 及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設支局を含む。) ② 本省内内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁	建築工事、設備工事、通信工事	最終請負代金額が 150 万円以上の工事	① 平成 19 年 8 月 1 日以降に完成した工事 ② 平成 28 年 4 月 1 日以降に完成した工事

(全国営繕主管課長会議構成員)

都道府県 政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
石川県	石川県土木部営繕課	全ての工事	契約額 1 億円以上の工 事	平成 19 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに 完成した工事

法人類型	法人名称・発注機関等（工事規模）		時期
国立大学法人	東北大学（請負代金額 2,000 万円を超える工事）		平成 20 年 4 月 1 日以降に契約 した工事
	弘前大学（請負代金額 1,000 万円を超える工事）		
	上記以外の国立大学法人		
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構	本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所 国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館	
	自然科学研究機構	本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター	
	高エネルギー加速器研究機構		
	情報・システム研究機構	本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所	
独立行政 法人等	国立科学博物館		
	国立文化財機構		
	宇宙航空研究開発機構		
	日本スポーツ振興センター		
	日本学生支援機構		
	国立高等専門学校機構	全ての国立高等専門学校	
	大学改革支援・学位授与機構		
	科学技術振興機構 （請負金額が 5,000 万円を超える競争に付した工事）		平成 22 年 9 月 1 日以降に完成 した工事
	国立青少年教育振興機構		平成 22 年 10 月 1 日以降に完成 した工事
	日本芸術文化振興会		平成 23 年 4 月 1 日以降に契約 する工事
日本原子力研究開発機構		平成 24 年 10 月 1 日以降に完成 した工事	

1 未提出であると認められる 場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている 場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある 場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他		他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合